

## 出来事（2019年3月）

### 1. 遺伝子組換え食品（厚生労働省）

ゲノム編集技術を利用して得られた食品（農産物等）についての食品衛生法上の取扱いが厚生労働省薬事食品衛生審議会 食品衛生分科会 新開発食品調査部会で取りまとめられ、「新開発食品調査部会報告書（ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生上の取扱いについて）」が、3月27日に公表されました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000494346.pdf>

ゲノム編集技術応用食品等の食品衛生法上の取扱いが明確になりましたので、食品衛生分科会で了承され、今秋頃にはゲノム編集技術応用食品が流通するものと思われま

### 2. 消除予定添加物名簿

2月27日、厚生労働省から、消除予定添加物名簿が公示されました。訂正申出の期限は、8月27日です。

番号	名称
29	イタコン酸
87	魚鱗箔（魚類の上皮部から抽出して得られたものをいう。）
114	クーロー色素（ソメモノイモの根から抽出して得られたものをいう。）
122	香辛料抽出物（チャービルから抽出し、又はこれを水蒸気蒸留して得られたものに限る。）
135	骨炭色素（骨を炭化して得られた、炭素を主成分とするものをいう。）
137	ゴマ柄灰抽出物（ゴマの茎又は葉の灰化物から抽出して得られたものをいう。）
149	シアナット色素（シアノキの果実又は種皮から抽出して得られたものをいう。）
263	フェリチン
287	ヘゴ・イチョウ抽出物（イチョウ及びヘゴの葉から抽出して得られたものをいう。）
359	レバン（枯草菌の培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。）

### 3. 全国食品衛生・食品安全関係主管課長会議

3月11日、平成30年度全国食品衛生・食品安全関係主管課長会議が開催されました。食品添加物については、以下の3点が示されました。

- 1) 食品添加物の指定
- 2) 既存添加物の安全性及び使用実態の確認
- 3) 食品添加物公定書の作成

### 4. 食品の放射能問題

（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限）

- ① 福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の特定の動植物の出荷の制限

- ② 3月22日、福島県の一部地域で産出される平成31年産米(2019年産米)のうち、県の定める管理計画に基づかない米の出荷制限が指示されました。

## 5. CODEX

3月～12月までに開催されるCODEX関係の部会で、厚労省関係は以下の通りとのことです。

### 今後の開催予定部会（当省関連部会）

開催予定日	部会名（開催予定国）
平成31年3月11日～3月15日	第31回一般原則部会（フランス）
3月25日～3月29日	第51回食品添加物部会（中国）
4月8日～4月13日	第51回残留農薬部会（中国）
4月29日～5月3日	第13回食品汚染物質部会（インドネシア）
5月27日～5月31日	第40回分析・サンプリング法部会（ハンガリー）
7月1日～7月5日	第77回執行委員会（スイス）
7月7日～7月12日	第42回コーデックス総会（スイス）
7月13日	第78回執行委員会（スイス）
9月23日～9月27日	第21回アジア地域調整部会（インド）
11月4日～11月8日	第51回食品衛生部会（アメリカ）
11月25日～11月29日	第41回栄養・特殊用途食品部会（ドイツ）
12月9日～12月13日	第7回薬剤耐性に関する特別部会（韓国）

3月25日から中国で開催された第51回添加物部会の議題は公表されており、コーデックス連絡会議も開催されていますが、十分な事前検討が国内で開催されたとは思えません。

[http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-711-51%252Ffa51\\_01e.pdf](http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-711-51%252Ffa51_01e.pdf)

## 6. EU 離脱後の食品表示のガイダンス（英国）

英国がEUを離脱した後の食品表示についての事業者向けのガイダンスが、2月25日に公表されました。

<https://www.gov.uk/guidance/food-labelling-changes-after-brexit>

## 7. 輸入食品の安全性戦略（米国 FDA）

米国FDAは、「輸入食品の安全性戦略」（2019年2月）を公表しました。

<https://www.fda.gov/downloads/Food/GuidanceRegulation/ImportsExports/Importing/UCM631864.pdf>

目標1：食品は米国の食品安全要件を満たす。

目標2：FDAによる国境監視で危険な食品の侵入を防ぐ

目標3：危険な輸入食品に対する迅速で効果的な対応

目標4：効果的・効率的な食品輸入プログラム

8. アクリルアミドの代謝物が発がんに寄与 (IARC)

アクリルアミドの代謝物グリシドアミド (glycidamide CAS:5694-00-8) が DNA 等に特異的に結合し突然変異を誘発するが、ヒトによる差が大きいとのことです。(3月7日)

<https://genome.cshlp.org/content/early/2019/03/05/gr.242453.118>

尚、アクリルアミドの健康影響については、農林水産省の HP にも記載があります。

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/acryl\\_amide/a\\_syosai/about/eikyo.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/acryl_amide/a_syosai/about/eikyo.html)

9. 食品添加物ソルビン酸とソルビン酸カリウムの再評価 EFSA

3月1日、ソルビン酸 (E200) とソルビン酸カリウム (E202) の再評価結果を公表しました。グループ ADI をソルビン酸換算で 11mg/kg 体重/日と設定しました。

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5625>

10. 食品添加物キラヤ抽出物の再評価 EFSA

3月6日、キラヤ抽出物 (E999) の再評価結果を公表しました。1978年に、グループ ADI をキラヤサポニン換算で 0・1mg/kg 体重/日と設定しました。ラットの2年間試験による NOAEL 1,500mg から、ADI を 3mg/kg 体重/日と設定し、使用拡大と規格の改定がなされるとのことです。

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5622>

11. 食品添加物ラウロイルアルギニンエステルの評価 EFSA

3月8日、ラウロイルアルギニンエステルの評価結果を公表しました。2007年に、ADI を 0.5mg/kg 体重/日と設定されましたが、最大暴露量が、幼児と子供の95パーセントイルで ADI に達しており、新たな使用の提案では、全集団の平均摂取量で ADI を超えると評価したとのことです。

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5621>

12. 食品添加物アナトーEの評価 EFSA

3月16日、アナトーEの安全性評価を (E999) の評価結果を公表しました。2016年に、ADI を、ピキシシで 6mg/kg 体重/日、ノルピキシシで 0.3mg/kg 体重/日と設定しました。幼児と子供の高摂取量 (95パーセントイル) の暴露量は ADI を超えるものの健康上の懸念は生じないと評価したとのことです。

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5626>

13. 脂肪・砂糖・塩の多い食品の広告の制限 英国

3月18日、英国保健福祉省は、脂肪・砂糖・塩の多い食品の広告を制限することとし、パブコメを実施しています。(期限：6月10日)

<https://www.gov.uk/government/news/restrictions-on-adverts-for-food-high-in-fat-sugar-and-salt-public-asked-for-views>

#### 14. 平成 31 年度輸入食品監視指導計画

厚生労働省は、3月26日付けで「平成31年度輸入食品監視指導計画」を公表し、関係機関に通知しました。

- ①貨物確認検査の推進：輸入届出の内容と実際の貨物の同一性の確認
- ②輸出国段階における衛生管理対策の推進
- ③輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導
- ④関係者相互間の情報及び意見の交換

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T190327I0020.pdf>

#### 15. 輸入食品の違反事例

- ・株式会社ワッツが中国から輸入した「生鮮しょうが」の命令検査で、チアメトキサム 0.03ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。  
\*チアメトキサム：ネオニコチノイド系殺虫剤
- ・伊藤忠商事株式会社がエチオピアから輸入した「生鮮ゴマの種子」のモニタリング検査で、ベンダイオカルブ 0.03ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。  
\*ベンダイオカルブ：カーバメート系殺虫剤

(2019年3月31日)